

## 委 託 設 計 書

所 属 部 課 名		建設部 下水道整備課							
部長	審議監	課長	補佐	班				設計者	設計審査
委 託 名		常盤平地区污水幹線土質調査業務委託（R7-1）							
委 託 場 所		松戸市 常盤平二丁目 地先外							
事 業 年 度		令和 7 年度							
委 託 価 格		円							
委 託 料 計		円							

松 戸 市

設

計

説

明

土質調査業務  
調査箇所 5箇所 (調査深度 計94m)

単価適用日 2025年8月1日

## 本 委 託 内 訳 書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
土質調査業務								
一般調査業務								
		機械ボーリング		式	1			第 1 号内訳書参照
		サンプリング		式	1			第 2 号内訳書参照
		サウンディング及び原位置試験		式	1			第 3 号内訳書参照
		土質試験費		式	1			第 4 号内訳書参照
		解析等調査費		式	1			第 5 号内訳書参照
		電子成果品作成費		式	1			
	直接調査費計							
	間接調査費							
		運搬費		式	1			第 6 号内訳書参照

## 本 委 託 内 訳 書

2 頁

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
		準備費		式	1			第 7 号内訳書参照
		仮設費		式	1			第 8 号内訳書参照
		安全費		式	1			第 9 号内訳書参照
		旅費交通費(宿泊・滞在伴わない業務)		式	1			
		施工管理費		式	1			
	間接調査費計							
	純調査費							
		諸経費		式	1			
	一般調査業務費							
	解析等調査業務							
		解析等調査		式	1			第 10 号内訳書参照

## 本 委 託 内 訳 書

3 頁

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
		打合せ等		式	1			第 11 号内訳書参照
	直接人件費							
		その他原価		式	1			
		一般管理費等		式	1			
	解析等調査業務							
	土質調査業務価格							
		消費税及び地方消費税相当額		式	1			
委託費計								

## 第 1 号 内訳書 機械ボーリング

1式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土質ボーリング（ノンコアボーリング）	φ116mm 粘性土・シルト	m	30			第 1 号単価表参照
土質ボーリング（ノンコアボーリング）	φ66mm 砂・砂質土	m	40			第 2 号単価表参照
土質ボーリング（ノンコアボーリング）	φ116mm 砂・砂質土	m	24			第 3 号単価表参照
計						

## 第 2 号 内訳書 サンプリング

1式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ロータリー式三重管サンプラー		本	5			第 4 号単価表参照
計						

## 第3号内訳書 サウンディング及び原位置試験

1式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標準貫入試験	粘性土・シルト	回	30			第5号単価表参照
標準貫入試験	砂・砂質土	回	64			第6号単価表参照
現場透水試験	ケーシング法 G L - 10m以内	回	1			第7号単価表参照
現場透水試験	ケーシング法 G L - 20m以内	回	4			第8号単価表参照
計						

## 第4号内訳書 土質試験費

1式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土粒子の密度		個	10			
含水比		個	10			
土の粒度試験（2）	ふるい分析 試料0.5kg以下	試料	10			
湿潤密度		個	5			
三軸圧縮試験	圧密排水	組	5			
計						

## 第 5 号 内訳書 解析等調査費

1式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
資料整理とりまとめ	N=5	業務	1			第 9 号単価表参照
断面図等の作成	N=5	業務	1			第 10 号単価表参照
計						

## 第 6 号 内訳書 運搬費

1式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
資機材運搬	N=5	式	1			第 11 号単価表参照
計						

## 第 7 号 内訳書 準備費

1式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
準備及び跡片付け		業務	1			第 12 号単価表参照
調査孔閉塞		箇所	5			第 13 号単価表参照
計						

## 第8号内訳書 仮設費

1式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
平坦地足場	高さ0.3m以下	箇所	5			第14号単価表参照
計						

## 第9号内訳書 安全費

1式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員B		人日	38			第15号単価表参照
計						

## 第 10 号 内訳書 解析等調査

1式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
既存資料の収集・現地調査	N=5	業務	1			第 16 号単価表参照
資料整理とりまとめ	N=5	業務	1			第 17 号単価表参照
断面図等の作成	N=5	業務	1			第 18 号単価表参照
総合解析とりまとめ	N=5 試験種目数4~5種	業務	1			第 19 号単価表参照
計						

## 第 11 号 内訳書 打合せ等

1式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
打合せ	中間打合せ1回	業務	1			第 20 号単価表参照
計						

## 第 1 号 単価表

## 土質ボーリング (ノンコアボーリング)

 $\phi 116\text{mm}$  粘性土・シルト

1 m 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土質ボーリング (ノンコアボーリング)	$\phi 116\text{mm}$ 粘性土・シルト	m	1			
計						
	補正係数					

SWS200101

J01 せん孔深度 = 1

50m以下 [1.00]  
 $\phi 116\text{mm}$ 

J03 孔径 = 3

J02 せん孔方向 = 1

鉛直下方 [1.00]

## 第 2 号 単価表

## 土質ボーリング (ノンコアボーリング)

φ 66mm 砂・砂質土

1 m 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土質ボーリング (ノンコアボーリング)	φ 66mm 砂・砂質土	m	1			
計						
	補正係数					

SWS200102

J01 せん孔深度 = 1

50m以下 [1.00]  
φ 66mm

J03 孔径 = 1

J02 せん孔方向 = 1

鉛直下方 [1.00]

## 第3号 単価表

## 土質ボーリング（ノンコアボーリング）

φ116mm 砂・砂質土

1 m 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土質ボーリング（ノンコアボーリング）	φ116mm 砂・砂質土	m	1			
計						
	補正係数					

SWS200102

J01 せん孔深度 = 1  
J03 孔径 = 350m以下 [1.00]  
φ116mm

J02 せん孔方向 = 1

鉛直下方 [1.00]

## 第 4 号 単価表

## ロータリー式三重管サンプラー

1 本 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ロータリー式三重管サンプラー	砂質土	本	1			
計	1 本 当り					

SWS202801

## 第 5 号 単価表

## 標準貫入試験

粘性土・シルト

1 回 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標準貫入試験	粘性土・シルト	回	1			
計	1回 当り					

SWS200701

## 第 6 号 単価表

## 標準貫入試験

砂・砂質土

1 回 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標準貫入試験	砂・砂質土	回	1			
計	1回 当り					

SWS200702

## 第 7 号 単価表

## 現場透水試験

ケーシング法  
G L - 10m以内

1 回 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場透水試験	ケーシング法	回	1			
計						
	補正係数					

SWS200902  
J01 深度 = 1

G L - 10m以内 [1.00]

## 第8号 単価表

## 現場透水試験

ケーシング法  
G L - 20m以内

1回当たり

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場透水試験	ケーシング法	回	1			
計						
	補正係数					

SWS200902  
J01 深度 = 2

G L - 20m以内 [1.10]

## 第9号 単価表

## 資料整理とりまとめ

N=5

## 1 業務 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
資料整理とりまとめ	直接人件費(直接調査費)	業務	1			
計						
	補正係数					

SWS201101  
J01 土質ボーリング本数[本] = 5

## 第 10 号 単価表

## 断面図等の作成

N=5

1 業務 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
断面図等の作成	直接人件費(直接調査費)	業務	1			
計						
	補正係数					

SWS201102  
J01 土質ボーリング本数[本] = 5

第 11 号 単価表

## 資機材運搬

N=5

1 式 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
トラック	クレーン装置付2.9t吊 2t積	台・日	5			第 21 号単価表参照
計	1式 当り					

SWS201419

J01 トラック機種 = 1

J03 運転台・日数[台・日] = 5

クレーン装置付2.9t吊 2t積

J02 片道所要時間[時間] = 1

## 第 12 号 単価表

## 準備及び跡片付け

1 業務 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
準備及び跡片付け		業務	1			
計	1 業務 当り					

SWS201501

## 第 13 号 単価表

## 調査孔閉塞

1 箇所 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
調査孔閉塞		箇所	1			
計	1 箇所 当り					

SWS201701

## 第14号 単価表

## 平坦地足場

高さ0.3m以下

1 箇所 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
平坦足場	高さ0.3m以下	箇所	1			
計						
	補正係数					

SWS201813

J01 ボーリング深度 = 1

50m以下 [1.00]

第 15 号 単価表

交通誘導警備員 B

1 人日 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員 B		人				
諸雑費 (まるめ)		式	1			
計	1 人日 当り					

SWB010212

## 第 16 号 単価表

## 既存資料の収集・現地調査

N=5

## 1 業務 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
既存資料の収集・現地調査	直接人件費	業務	1			
計						
	補正係数					

SWS202301  
J01 土質ボーリング本数[本] = 5

第 17 号 単価表

## 資料整理とりまとめ

N=5

1 業務 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
資料整理とりまとめ	直接人件費(解析等調査業務費)	業務	1			
計						
	補正係数					

SWS202302

J01 土質ボーリング本数[本] = 5

## 第 18 号 単価表

## 断面図等の作成

N=5

1 業務 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
断面図等の作成	直接人件費(解析等調査業務費)	業務	1			
計						
	補正係数					

SWS202303

J01 土質ボーリング本数[本] = 5

## 第19号 単価表

## 総合解析とりまとめ

N=5 試験種目数4~5種

1 業務 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
総合解析とりまとめ	直接人件費	業務	1			
計						
	補正係数					

SWS202304  
J01 土質ボーリング本数[本] = 5

J02 試験種目数 = 2

4~5種 [1.20]

## 第 20 号 単価表

## 打合せ

中間打合せ1回

1 業務 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人				
技師 (A)		人				
技師 (B)		人				
計	1 業務 当り					

SWS204301  
J01 中間打合せ回数[回] = 1

## 第 21 号 単価表

## トラック

クレーン装置付2.9t吊 2t積

1 台・日 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	7.8			3.9*2*1
運転手（特殊）		人				
トラック	クレーン装置付2.9t吊2t積	時間				
トラック	クレーン装置付2.9t吊2t積	供用日	1			
計	1 台・日 当り					

SKS100301  
J01 片道所要時間[時間] = 1

# **土質調査業務委託標準仕様書**

**令和7年度**

**松戸市 建設部 下水道整備課**

# 第1章 総則

## 1.1 仕様書の適用範囲

土質調査業務委託標準仕様書（以下「本仕様書」という。）は、松戸市が発注する下水道事業に係る土質調査業務（以下「業務」という。）の履行に適用し、契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものである。

## 1.2 業務の目的

業務は、本仕様書及び特記仕様書に基づいて、設計図書に示された委託対象地域における地質の調査、土質性状を確認するとともに、松戸市が別途発注する「実施設計業務」にて実施する下水管路施設設計の基礎となる資料を作成し、下水道工事の計画及び施工を合理的かつ経済的に進めることを目的に実施するものである。

## 1.3 受注者の義務

- (1) 受注者は契約の履行に当って、調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足させるような技術を十分に発揮しなければならない。
- (2) 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。また、受注者は、調査や試験、解析等の実施に当っては、実施設計業務の受注者と緊密に連携して業務を遂行しなければならない。
- (3) 受注者は、業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

## 1.4 調査地点の確認

- (1) 本業務の調査箇所は、発注者から指定のあった場所とし、実施に先立って土地所有者に対して調査に関する説明を十分に行い、許諾を得ること。
- (2) 受注者は調査着手前にその位置を確認しておかなければならない。なお、調査地点の標高については、基準となる点について発注者の指示によるものとする。
- (3) 地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他）が予想される場合は、監督職員に報告し各関係機関と協議のうえ管理者が有する資料と照合し、必要に応じて現場立会を行い、位置や規模、構造等を確認するものとする。

## 1.5 費用の負担

調査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

## 1.6 打合せ等

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、業務主任技術者と監督職員は常に密接に連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

- (2) 業務を遂行するうえで、実施設計業務の受注者や関係機関との打合せが必要となった場合には、監督職員の指示によりこれに同席しなければならない。
- (3) 業務主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

## 1.7 業務計画書

- (1) 受注者は、契約締結後 14 日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
  - 1) 業務概要
  - 2) 実施方針
  - 3) 業務工程
  - 4) 業務組織計画
  - 5) 打合せ計画
  - 6) 成果物の内容、部数
  - 7) 使用する主な図書及び基準
  - 8) 連絡体制（緊急時を含む）
  - 9) 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする）
  - 10) 仮設備計画（作業計画平面図を含む）
  - 11) その他
- (3) 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- (4) 監督職員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

## 1.8 関係官公庁への手続き等

- (1) 受注者は、業務の実施に当っては、発注者が行う関係官公庁や関係機関等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、業務を実施するため、関係官公庁や関係機関等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。
- (2) 受注者が、関係官公庁や関係機関等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

## 1.9 地元関係者との交渉等

- (1) 地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当り、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- (2) 受注者は、業務の実施に当っては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- (3) 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を隨時、監督職員に報告し、指示があればそれに従うも

のとする。

(4) 受注者は、業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。

(5) 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。

なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

## 1.10 土地の立ち入り等

(1) 受注者は、屋外で行う業務を実施するため県有地、公有地又は私有地に立入る場合は、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。

(2) 受注者は、業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は、当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者の許可は発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

(3) 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督職員と協議により定めるものとする。

(4) 受注者は、第三者の土地に立入りに当っては、あらかじめ調査員証明書発行願を発注者に提出し調査員証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、業務完了後 10 日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

## 1.11 成果物の提出

(1) 受注者は業務が完了したときは、下記事項を記載した A4 版報告書 2 部のほか当該電子データを CD-R で提出し、検査を受けるものとする。

- 1) 案内図、調査箇所詳細図
- 2) 調査概要
- 3) 調査方法
- 4) 地質柱状図
- 5) 地質断面図
- 6) 地質概要
- 7) 試験結果
- 8) 土質定数値の設定
- 8) 調査結果に基づく下水道工事計画上の考察及び留意点
- 9) 調査記録写真
- 10) 標高基準点（仮 BM）及び調査地点 点の記
- 11) その他

(2) 実施設計業務において地質柱状図や試験結果等本業務の成果の一部が必要となることから、受注者は、履行期間途中においても、成果物の部分引渡し又は報告を行うものとし、誠意をもってこれ

に協力しなければならない。

- (3) 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）を使用するものとする。

## 1.12 修補

成果品の修補の必要がある場合や業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修補を行わなければならない。業務完了後においても同様とする。

## 1.13 関係法令及び条例等の遵守

- (1) 受注者は、業務の実施に当っては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、業務の実施に当り、道路上で作業を行う場合においては、道路管理者及び交通管理者の指示や許可条件等に従わなければならない。

## 1.14 秘密の保持

- (1) 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に洩らしてはならない。
- (2) 受注者は、監督職員の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために監督職員から貸与された個人情報が記録された公文書を複写し、又は複製してはならない。

## 1.15 安全の確保

- (1) 受注者は、屋外で行う業務の実施に際しては、業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 1) 受注者は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達令和2年3月）を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
  - 2) 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設省大臣官房技術参事官通達 昭和62年3月30日）を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生ができる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。
  - 3) 受注者は、調査現場に別途調査又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。
  - 4) 受注者は、調査業務実施中、施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、調査をしてはならない。
  - 5) 受注者は、調査業務実施中、付近住民、通行者、通行車両等の第三者に対して作業中であることを周知するために、案内看板や注意看板等を掲出しなければならない。設置箇所や枚数等については監督職員の指示に従わなければならない。
- (2) 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り業務実施中の安全を確保しなければならない。
- (3) 受注者は、屋外で行う業務の実施に当り、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- (4) 受注者は、屋外で行う業務の実施に当っては安全確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- (5) 受注者は、屋外で行う業務の実施に当り、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号令和元年9月2日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。
  - 2) 屋外で行う業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
  - 3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。土地管理者の指示によること。
  - 4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
  - 5) 受注者は、調査現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
- (6) 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- (7) 受注者は、屋外で行う業務の実施に当っては、豪雨、豪雪、出水地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に止めるための防災体制を確立しておかなければならぬ。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- (8) 受注者は、屋外で行う業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
- (9) 受注者は、業務が完了したときには、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。なお、調査孔の埋戻しは監督職員の承諾を受けなければならない。

## 1.16 保険加入の義務

受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

# 第2章 機械ボーリング

## 2.1 目的

機械ボーリングは、主として土質を調査し地質構造や、地下水位を確認するとともに、必要に応じて試料を採取し、あわせて原位置試験を実施するため行うこととする。

## 2.2 土質の分類

土質の分類は、JGS0051（地盤材料の工学的分類方法）によるものとする。

## 2.3 調査等

- (1) ボーリング機械は、回転式ボーリング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力を持つものでなければならない。
- (2) ボーリングの位置・方向・深度・孔径及び数量については設計図書によるものとする。
- (3) 現地におけるボーリング位置の決定は、原則として監督職員の指示により立会のうえ行うものとし、後日調査位置を確認できるようにしなければならない。

## 2.4 掘進

- (1) 孔口はケーシングパイプ又はドライブパイプで保護するものとする。
- (2) 掘進は地下水位の確認が出来る深さまで原則として無水掘りとする。
- (3) 崩壊性の地層に遭遇して掘進が不可能になる恐れのある場合は、泥水の使用、もしくはケーシングパイプの挿入により孔壁の崩壊を防止しなければならない。
- (4) 原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく除去するものとする。
- (5) 掘進中は掘進速度、湧水・逸水量、スライムの状況等に注意し、変化の状況を記録しなければならない。
- (6) 未固結土で乱れの少ない試料採取を行う場合には、土質及び締まり具合に応じたサンプラーを用い、採取率を高めるように努めなければならない。
- (7) 孔内水位は、毎作業日、作業開始前に観測し、観測日時を明らかにしておかなければならぬ。

## 2.5 檢尺

- (1) 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督職員が立会のうえロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、全ロッド長の確認を行うものとする。

## 2.6 その他

採取方法及び採取深度を決定するために行う先行ボーリングを実施する場合は、事前に監督職員の承認を受けるものとする。

## 2.7 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）
- (2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、地質・土質調査成果電子納品要領（案）（国土交通省・平成28年10月）に従い柱状図に整理し提出するものとする。
- (3) 採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入する。なお、未固結の試料は、1m毎又は土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。採取したコアの提出要否については、監督職員と協議するものとする。
- (4) コア写真は、調査件名、孔番号、深度等を明示して撮影（カラー）し、整理するものとする。

# 第3章 サンプリング

## 3.1 目的

乱さない試料のサンプリングは、室内力学試験に供する試料を、原位置における性状をより乱れの少ない状態で採取することを目的とする。

### 3.2 採取方法

- (1) シンウォールサンプリングは、軟弱な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS 1221（固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土試料の採取方法）によるものとする。
- (2) デニソンサンプリングは、中程度の硬質な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS1222（ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法）によるものとする。
- (3) トリプルサンプリングは、硬質の粘性土、砂質土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS1223（ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法）によるものとする。

### 3.3 試料の取り扱い

- (1) 受注者は、採取した試料に振動、衝撃及び極度な温度変化を与えないように取り扱いに注意するものとする。
- (2) 受注者は、採取した試料を速やかに所定の試験室に運搬するものとする。
- (3) 受注者は、採取した試料を運搬する際には、衝撃及び振動を与えないようフォームラバー等の防護物を配し、静かに運搬するものとする。
- (4) 受注者は、試料の採取位置、採取深さ、採取長、採取方法を整理し提出するものとする。

### 3.4 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 採取位置、採取深さ、採取長
- (2) 採取方法

## 第4章 サウンディング・原位置試験

### 4.1 標準貫入試験

- (1) 標準貫入試験は、原位置における地盤の硬軟や、締まり具合の判定、及び土層構成を把握するための試料採取することを目的とする。
- (2) 試験方法及び器具は、JIS A 1219（標準貫入試験方法）によるものとする。
- (3) 試験は、原則として1mごとに実施すること。ただしサンプリングする深度、本試験が影響すると考えられる原位置試験深度はこの限りではない。また、土層の変化が著しい場合には、監督職員と協議のうえ可能な限り実施すること。
- (4) 打込完了後ロッドは1回転以上してからサンプラーを静かに引き上げなければならない。
- (5) サンプラーの内容物は、スライムの有無を確認して採取長さを測定し、土質・色調・状態・混入物等を記録した後、保存しなければならない。
- (6) 試験結果及び保存用試料は、JIS A 1219（標準貫入試験方法）及び地質・土質成果電子納品要領（案）（国土交通省・平成28年10月）に従って整理し提出すること。なお、試料の提出要否については、監督職員と協議するものとする。

### 4.2 現場透水試験

- (1) 現場透水試験は、揚水又は注水時の流量や水位を測定し、地盤の原位置における透水係数及び平衡水位（地下水位）を求める目的とする。
- (2) 試験方法及び器具は、JGS1314（単孔を利用した透水試験方法）によるものとする。
- (3) 試験に際しては目的や地質条件等を考慮して適切な箇所を選定するものとする。

## 第5章 土質試験

### 5.1 試験種目

試験種目は、設計図書及び特記仕様書に示す種目とする。

### 5.2 試験方法

試験方法は、JIS 及び JGS の規格によるものとする。

## 第6章 解析等調査業務

### 6.1 目的

解析等調査業務は、調査地周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し地質・土質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成するとともに地質・土質に関する総合的な解析とりまとめを行うことを目的とする。

### 6.2 業務内容

解析等調査業務の内容は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 既存資料の収集、現地調査は以下による。
  - 1) 関係文献の収集と検討
  - 2) 調査周辺の現地調査
- (2) 資料整理とりまとめ
  - 1) 各種計測結果の評価及び考察
  - 2) 異常データのチェック
  - 3) 試料の観察
  - 4) ボーリング柱状図の作成
- (3) 断面図等の作成
  - 1) 地層及び土性の工学的判定
  - 2) 土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。
- (4) 総合解析とりまとめ
  - 1) 調査地周辺の地形・地質の検討
  - 2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定
  - 3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定
  - 4) 地盤の透水性の検討

- 5) 調査結果に基づく基礎形式の検討（具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討）
- 6) 設計・施工上の留意点の検討（特に、切土や盛土を行う場合の留意点の検討）

### 6.3 成果物

成果物は、現地調査結果、ボーリング柱状図、地質又は土質断面図及び業務内容の検討結果を報告書としてとりまとめ提出するものとする。

# **土質調査業務委託特記仕様書**

**常盤平地区汚水幹線土質調査業務委託（R7-1）**

**令和7年度**

**松戸市 建設部 下水道整備課**

## **第1条 適用範囲**

本仕様書（以下「仕様書」という。）は、松戸市の発注する「常盤平地区汚水幹線土質調査業務委託（R7-1）」（以下「本業務」という。）に係る契約書及び設計図書の内容について、必要な事項その他を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。この仕様書に記載されていない事項は、「土質調査業務委託標準仕様書」によるものとし、業務全般における統一的な解釈及び運用については、千葉県国土整備部（令和6年10月1日適用）の設計業務等共通仕様書、地質・土質調査業務共通仕様書等を準用するものとする。

## **第2条 業務の目的と概要**

本業務は、松戸市公共下水道事業計画に基づき実施する管路施設実施設計（新設・詳細設計）に伴い、別添案内図に示す松戸市常盤平地区における地質の調査、土質性状を確認し、下水管路施設設計の基礎となる資料を作成することを目的とする。

## **第3条 業務内容**

受注者は、原則下記の事項について作業を実施し、数量は原則、別添の数量表によるものとする。

### **1 一般調査業務**

- (1) 機械ボーリング
- (2) サンプリング
- (3) 標準貫入試験
- (4) 現場透水試験
- (5) 土質試験
  - 1) 土粒子の密度試験
  - 2) 土の含水比試験
  - 3) 土の粒度試験
  - 4) 土の湿潤密度試験
  - 5) 土の三軸圧縮試験
- (6) 資料整理とりまとめ
- (7) 断面図等の作成

### **2 解析等調査業務**

- (1) 既存資料の収集、現地調査
- (2) 資料整理とりまとめ

- (3) 断面図等の作成
- (4) 総合解析とりまとめ

#### 第4条 調査

- 受注者は、調査に当り、以下の項目について実施しなければならない。
- (1) 発注者にて別途実施する予定である本業務調査地区における実施設計業務を円滑に進めることができるように、受注者は誠意をもって協力しなければならない。
  - (2) 実施設計業務の受注者が作成する平面図及び縦断図をもとに必要な助言や提案を行い、その結果を成果品に反映させること。
  - (3) 調査地点の標高については、基準となる点について発注者の指示によるものとし、原則は実施設計業務の受注者にて設置した仮BMとする。
  - (4) 松戸市にて実施した、調査地区周辺の既存ボーリング資料を貸与する。また、受注者においても、国土交通省、国立研究開発法人土木研究所及び国立開発研究法人港湾空港技術研究所が運営し土木研究所が管理する「国土地盤情報検索サイト」や、千葉県が公表している「ちば情報マップ」の既存資料等を収集すること。
  - (5) 受注者は、前項の既存ボーリング資料、及び本業務にて得られた調査結果に基づき、地質・土質に関する総合的な解析とりまとめを行うこと。
  - (6) 道路用地における作業等の実施に当っては、受注者は管理者の指示に従うものとし、作業に係り必要となる手続き等についても実施すること。
  - (7) 受注者は、調査箇所5箇所のうち、発注者が指定する1箇所については、耐震設計上の基盤面を確認しなければならない。なお、予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合には、監督職員と協議するものとする。

#### 第5条 報告書

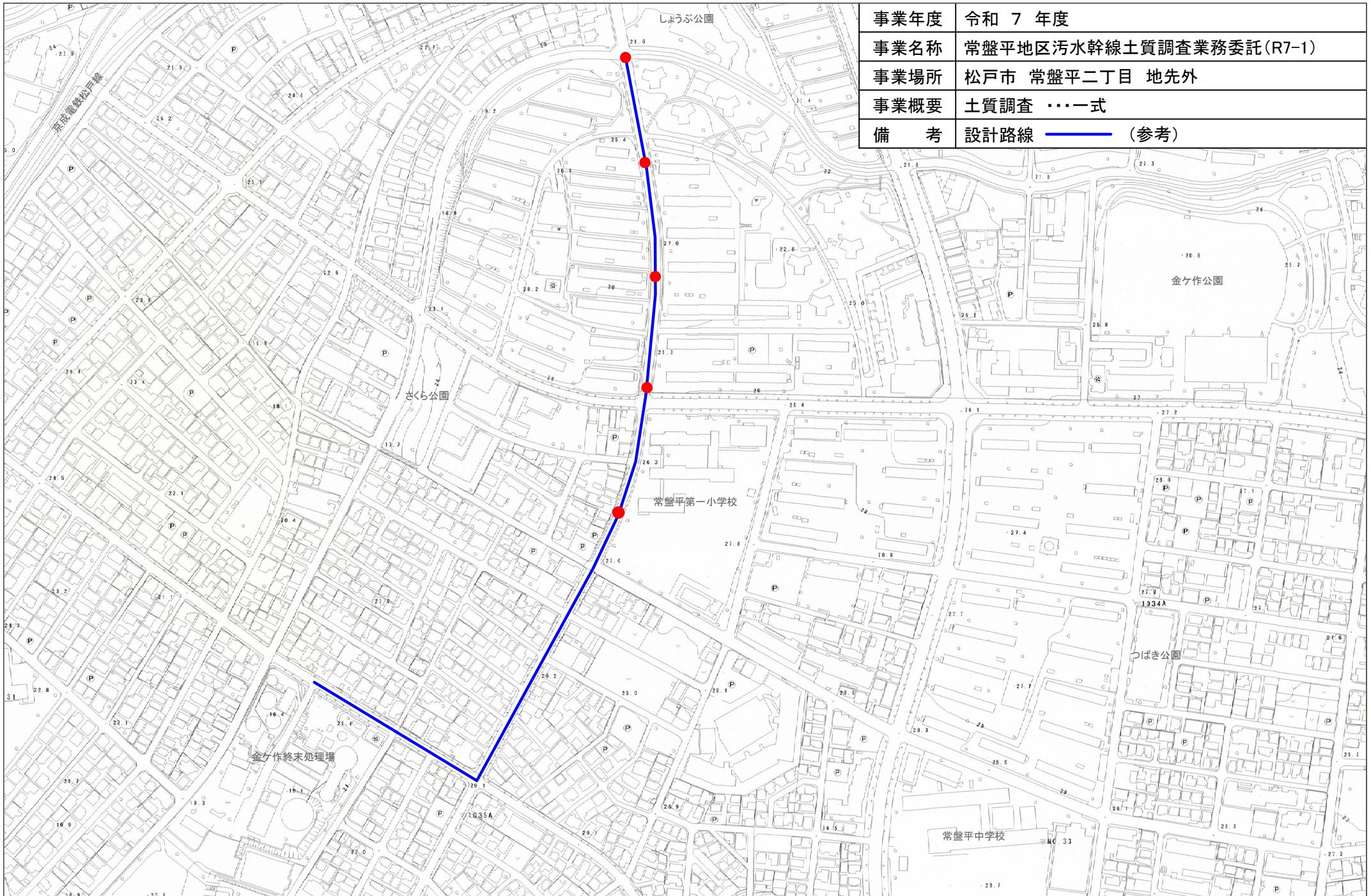
- (1) 受注者は、A4版報告書2部のほか当該電子データをCD-Rで提出するものとする。なお、報告書はカラー表紙ファイルとし、表紙や文字の色等の詳細については監督職員の指示に従うこと。
- (2) 電子データについては、報告書一式のほか、土質データ及び土性データを松戸市が指定するファイル形式にて提出すること。

## 土質調查業務委託 數量表

【令和7年度】

委託名称：常盤平地区污水幹線土質調查業務委託（R7-1）

委託場所：松戸市 常盤平二丁目 地先外



# 積算書

業務名称：常盤平地区汚水幹線土質調査業務委託（R7-1）

工種・種類（数量一式）
直接調査費
間接調査費
諸経費
解析等調査業務費
委託費計
消費税及び地方消費税相当額
委託費計

## 【各項目の内訳】

- 直接調査費 = 一般調査業務の直接調査費計  
間接調査費 = 一般調査業務の間接調査費計  
諸経費 = 一般調査業務の諸経費  
解析等調査業務費 = 解析等調査業務の直接人件費  
+ 解析等調査業務のその他原価  
+ 解析等調査業務の一般管理費等